明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔条　約〕
○社会保障に関する日本国とスペインとの間の協定（九）　二
〔省　令〕
○化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第三項の規定により読み替えて適用する同令第三条の三の表ＰＦＯＳ又はその塩の項第四号に規定する消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤に関する技術上の基準を定める省令（総務・厚生労働・経済産業・国土交通・環境・防衛一）　一五
〔告　示〕
○社会保障に関する日本国とスペインとの間の協定の効力発生に関する件（外務三九三）　一六
○ＰＦＯＳ又はその塩又は化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第三項の規定により読み替えて適用する同令第三条の三の表ＰＦＯＳ又はその塩の項第一号から第四号までに規定する製品でＰＦＯＳ又はその塩が使用されているものの容器、包装又は送り状に当該第一種特定化学物質による環境の汚染を防止するための措置等に関し表示すべき事項（厚生労働・経済産業・環境二三）

本号で公布された法令のあらまし

◇社会保障に関する日本国とスペインとの間の協定（条約第九号）（外務省）

この協定は、我が国とスペインとの間で年金制度の適用調整を行うとともに、両国での保険期間の通算によりそれぞれの国における年金の受給権を確立し、もって両国間の人的交流・経済交流の促進を図ることを目的とするものであり、その内容の大要は、次のとおりである。

1　総則

㈠　協定の対象は、日本国については、年金制度に関し、国民年金、厚生年金保険、国家公務員共済年金、地方公務員等共済年金及び私立学校教職員共済年金により実施される制度とし、スペインについては、退職給付、永久障害給付、死亡及び遺族給付に関する拠出制の社会保障制度及び国家年金制度とする。（第二条関係）

㈡　協定は、一方の締約国の法令の適用を受けているか又は受けたことがある者等に適用する。これらの者であって、一方の締約国内に通常居住するものは、当該一方の締約国の法令の適用に際し、当該一方の締約国の国民と同等の待遇を受ける。（第三条及び第四条関係）

2　適用法令に関する規定

㈠　一方の締約国内で就労する者については、当該一方の締約国の法令のみを適用する。（第六条関係）

㈡　一方の締約国の制度に加入する被用者及び自営業者が他方の締約国に五年を超えないと見込まれる期間派遣される又は就労する場合には、当該一方の締約国の法令のみを適用する。その派遣又は自営活動が五年を超えて継続される場合には、両締約国の権限のある当局等は、引き続き当該一方の締約国の法令のみを適用することについて合意することができる。（第七条関係）

㈢　両締約国の権限のある当局等は、第六条から第九条までの規定の例外を認めることについて合意することができる。（第一〇条関係）

3　給付に関する規定

㈠　日本国については、日本国の実施機関は、日本国の法令による給付を受ける権利を確立するため、スペインの法令による保険期間を考慮すること等、日本側にのみ適用される特別の事項を定める。（第一四条～第一六条関係）

㈡　スペインについては、スペインの実施機関は、スペインの法令による給付を受ける権利を確立するため、日本国の法令による保険期間を考慮すること等、スペイン側にのみ適用される特別の事項を定める。（第一七条～第二三条関係）

4　雑則

㈠　一方の締約国の権限のある当局等から他方の締約国の権限のある当局等に伝達された個人情報は、この協定を実施する目的のためにのみ使用し、個人情報の保護のための法律等により規律される。（第二五条関係）

㈡　協定の解釈等についての意見の相違は、日本国の当局とスペインの権限のある当局との間の協議により解決する。（第三〇条関係）

㈢　協定は、効力発生前の保険期間等を考慮するが、その効力発生前に給付を受ける権利を確立させるものではない。協定の効力発生の日の前から一方の締約国で就労していた者については、その派遣及び自営活動の期間は、この協定の効力発生の日に開始したものとみなす。協定の適用の結果として、協定の効力発生前に権利が確立された給付の額を減額してはならない。（第三一条関係）

㈣　協定は、両締約国が、効力発生に必要なそれぞれの法律上及び憲法上の要件が満たされた旨を相互に通告する外交上の公文を交換した月の後三箇月目の月の初日に効力を生じ、いずれか一方の締約国が他方の締約国に対し、外交上の経路を通じて書面により協定の終了の通告を行った月の後一二箇月目の月の末日まで効力を有する。（第三二条及び第三三条関係）